

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
休日を
翌日と
する)

目 次

◆ 条 例

鳥取県環境影響評価条例 (環境政策課)

鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例 (景観自然課)

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (職員課)

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の一部を改正する条例 (市町村振興課)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例 (生活安全企画課)

公布された条例のあらまし

◆鳥取県環境影響評価条例

第一 総則

一 目的 (第一条関係)

この条例は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たり環境影響評価及び事後調査を行うことが環境の保全上極めて

て重要であることにかんがみ、環境影響評価に関する手続その他所要の事項を定めることにより、環境影響評価及び事後調査が適切かつ円滑に行われ、事業の実施に当たり環境の保全について適切な配慮がなされることを確保し、もって県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とすることとした。

二 定義 (第二条関係)

1 この条例において「環境影響評価」とは、事業(特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更(これと併せて行うしゅんせつを含む。)並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。)の実施が環境に及ぼす影響(当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。)について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいうこととした。

2 この条例において「事後調査」とは、事業に係る工事の着手後に当該事業に係る環境影響を把握するために行う調査をいうこととした。

3 この条例において「特別地域」とは、環境の保全に関して特に配慮すべき次に掲げる地域をいうこととした。

- (一) 自然公園法の規定により指定された国立公園又は国定公園
- (二) 鳥取県立自然公園条例の規定により指定された特別地域
- (三) 鳥取県自然環境保全条例の規定により指定された県自然環境保全地域
- (四) 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定により指定された特別保護地区
- (五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、これらに準ずるものとして4の(一)に掲げる事業の種類ごとに規則で定める地域

4 この条例において「対象事業」とは、次に掲げる事業をいうこととした。ただし、環境影響評価法の対象事業を除くこととした。

(一) 次に掲げる事業の種類のうち、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるもの

イ 道路の新設及び改築の事業

ロ ダム、堰、湖沼水位調節施設及び放水路の新築及び改築の事業

ハ 鉄道及び軌道の建設及び改良の事業

ニ 飛行場の設置及び変更の事業

ホ 発電所の設置及び変更の事業

ヘ 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置並びにその構造及び規模の変更の事業（規則で定めるものに限る。）

ト 公有水面の埋立て及び干拓の事業

チ 土地区画整理事業

リ 流通業務団地造成事業

ヌ 工場用地、住宅用地その他の宅地の造成の事業（チ又はリに該当するものを除く。）

ル 畜産業に必要な施設の設置及び変更の事業（規則で定めるものに限る。）

ヲ 第二種特定工作物の設置及び変更の事業

ワ 岩石及び砂利の採取の事業（河川区域内の事業を除く。）

カ 製造業（物品の加工修理業を含む）、ガス供給業又は熱供給業に必要な工場及びその附属施設の設置及び変更の事業

コ 工場及びその附属施設の設置及び変更の事業

ク 特別地域において行われる(一)のイからタまでに掲げる事業の種類のうち、これらに準ずるものとして規則で定めるもの

ケ 特別地域において行われる(一)のイからタまでに掲げる事業の種類のうち、これらに準ずるものとして規則で定めるもの

コ この条例において「事業者」とは、対象事業を実施する者（委託に係る対

象事業にあつては、その委託をする者）をいうこととした。

三 県等の責務（第三条関係）

県、市町村、事業者及び県民その他の関係者は、環境影響評価及び事後調査の重要性を深く認識して、この条例の規定による環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならないこととした。

第二 技術指針（第四条関係）

1 知事は、事業者が行う環境影響評価及び事後調査が科学的知見に基づき適正に実施されるようにするため、環境の特性等を考慮して、環境影響評価及び事後調査に関する技術的な指針（以下「技術指針」という。）を策定するものとする。

2 知事は、技術指針について、常に最新の科学的知見に基づき、必要な改定を行うものとする。

3 知事は、技術指針を策定し、又は改定しようとするときは、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

4 知事は、技術指針を策定し、又は改定したときは、これを公表するものとする。

第三 準備書の作成前の手続

一 方法書の作成（第五条関係）

事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しなければならないこととした。

(一) 事業者の氏名及び住所等

(二) 対象事業の目的及び内容

(三) 対象事業が実施されるべき区域（以下「対象事業実施区域」という。）及

びその周囲の概況

(四) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

二 方法書の送付(第六条関係)

事業者は、方法書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、方法書を送付しなければならないこととした。

三 方法書についての公告及び縦覧(第七条関係)

事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨等を公告し、二の地域内において、方法書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならないこととした。

四 方法書についての意見書の提出(第八条関係)

方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、方法書に係る公告の日から、方法書の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができることとした。

五 方法書についての意見の概要の送付(第九条関係)

事業者は、方法書についての意見書の提出期間を経過した後、知事及び二の地域を管轄する市町村長に対し、規則で定めるところにより、方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要を記載した書類を送付しなければならないこととした。

六 方法書についての知事等の意見(第十条関係)

知事は、五の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする事とした。この場合において、知事は、期間を指定して、方法書について五の市町村長の環境の保全の見地からの意見を求め、その意見を勘案し、方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見に配慮するとともに

に、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする事とした。

七 環境影響評価の項目等の選定(第十一条関係)

事業者は、方法書についての知事の意見を勘案するとともに、方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見に配慮して一の(四)に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならないこととした。

八 環境影響評価の実施(第十二条関係)

事業者は、七の規定により選定した項目及び手法に基づいて、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならないこととした。

第四 準備書

一 準備書の作成(第十三条関係)

事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、技術指針で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成しなければならないこととした。

(一) 第三の一の(一)から(三)までに掲げる事項

(二) 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

(三) 方法書についての知事の意見

(四) (二)及び(三)の意見についての事業者の見解

(五) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(六) 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの

イ 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(以下「関係地域」という。)

ロ 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの(環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内

容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。

ハ 環境の保全のための措置(当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む)。

二 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

(七) 事後調査の内容

(八) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所等

二 準備書の送付(第十四条関係)

事業者は、準備書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び関係地域を管轄する市町村長(以下「関係市町村長」という。)に対し、準備書及びこれを要約した書類を送付しなければならないこととした。

三 準備書についての公告及び縦覧(第十五条関係)

事業者は、準備書等の送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨等を公告し、関係地域内において、準備書等を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならないこととした。

四 説明会の開催等(第十六条関係)

事業者は、規則で定めるところにより、準備書の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会(以下「説明会」という。)を開催しなければならないこととした。この場合において、事業者は、その責めに帰することができない事由等により説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要せず、他の方法により準備書の記載事項を周知させるように努めなければならないこととした。

五 準備書についての意見書の提出(第十七条関係)

準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、準備書に係る公告の日から、準備書の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができ

ることとした。

六 準備書についての意見の概要等の送付(第十八条関係)

事業者は、準備書についての意見書の提出期間を経過した後、知事及び関係市町村長に対し、規則で定めるところにより、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類を送付しなければならないこととした。

七 準備書についての知事の意見(第十九条関係)

知事は、六の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。この場合において、知事は、期間を指定して、準備書について関係市町村長の環境の保全の見地からの意見を求め、その意見を勘案し、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見に配慮するとともに、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。こととした。

第五 評価書

一 評価書の作成(第二十条関係)

1 事業者は、準備書についての知事の意見を勘案するとともに、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見に配慮して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とするとき、次の(一)から(三)までに掲げる当該修正の区分に応じ当該(一)から(三)までに定める措置をとらなければならないこととした。

(一) 第三の(一)に掲げる事項の修正 第三の一から第五までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。

(二) 第三の(一)又は第四の(一)から(四)まで、(七)若しくは(八)に掲げる事項の修正 3及び二から六までの規定による環境影響評価その他の手続を行うこと。

(三) (一)及び(二)に掲げるもの以外のもの 技術指針で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。

- 2 事業者は、1の(三)の規定による環境影響評価を行った場合には、技術指針で定めるところにより、当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書(以下「評価書」といふ。)を作成しなければならないこととした。
- (一) 第四の一の(一)から(八)までに掲げる事項
- (二) 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要
- (三) 準備書についての知事の意見
- (四) (二)及び(三)の意見についての事業者の見解
- 3 事業者は、1の(三)の規定による環境影響評価を行わなかった場合には、準備書に係る環境影響評価の結果に係る2の(一)から(四)までに掲げる事項を記載した評価書を作成しなければならないこととした。
- 二 評価書の送付(第二十一条関係)
- 事業者は、評価書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び関係市町村長に対し、評価書及びこれを要約した書類を送付しなければならないこととした。
- 三 評価書についての知事等の意見(第二十二条関係)
- 知事は、評価書等の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、評価書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。この場合において、知事は、期間を指定して、評価書について関係市町村長の環境の保全の見地からの意見を求め、その意見を勘案するとともに、必要に応じて、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。こととした。
- 四 評価書の再検討及び補正(第二十三条関係)
- 1 事業者は、評価書についての知事の意見を勘案して、評価書の記載事項に検討を加え、当該事項の修正を必要とするときは、次の(一)から(三)までに掲げる当該修正の区分に応じ当該(一)から(三)までに定める措置をとらなければならないこととした。

- (一) 第三の一の(二)に掲げる事項の修正 第三の一から第五までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。
- (二) 第三の一の(一)、第四の一の(二)から(四)まで、(七)若しくは(八)又は一の(二)から(四)までに掲げる事項の修正 評価書について所要の補正をすること。
- (三) (一)及び(二)に掲げるもの以外のもの 技術指針で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。
- 2 事業者は、1の(三)の規定による環境影響評価を行った場合には、当該環境影響評価及び評価書に係る環境影響評価の結果に基づき、技術指針で定めるところにより評価書の補正をしなければならないこととした。
- 3 事業者は、1の(一)に該当する場合を除き、規則で定めるところにより、1の(二)又は2の規定による補正後の評価書等の送付(補正を必要としない認めるときは、その旨の通知)を、知事及び関係市町村長に対してしなければならないこととした。
- 五 評価書の確認等(第二十四条関係)
- 1 知事は、補正後の評価書等の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、再度意見を書面により述べる。こととした。
- 2 知事は、1の規定による意見を述べる必要がないと認めるときは、事業者に対し、その旨を書面により通知するものとする。こととした。
- 3 1の場合において、知事は、必要に応じて、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。こととした。
- 六 評価書の公告及び縦覧(第二十五条関係)
- 事業者は、五の2の通知を受けたときは、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨等を公告し、関係地域内において、評価書等を公告の日から起算して一週間縦覧に供しなければならない。こととした。
- 第六 対象事業の内容の修正等(第二十六条・第二十七条関係)
- 事業者が、方法書の送付から評価書に係る公告を行うまでの間に対象事業の目的及び内容を修正しようとする場合等の手続等について所要の規定を設ける

第七 評価書の公告及び縦覧後の手続

こととした。

一 対象事業の実施の制限(第二十八条関係)

事業者は、評価書に係る公告を行うまでは、対象事業を実施してはならないこととした。

二 評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施(第二十九条関係)

事業者は、評価書に係る公告を行った後に、対象事業実施区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために第四の一の(五)から(七)までに掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、当該変更後の対象事業について、更に第三の一から第五まで又は第三の七から第五までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができることとした。

三 事業者の環境の保全の配慮(第三十条関係)

事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施するようにならなければならないこととした。

四 着手の届出(第三十一条関係)

事業者は、対象事業に係る工事に着手しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を知事及び関係市町村長に届け出なければならないこととした。

五 事後調査計画書の作成等(第三十二条関係)

事業者は、対象事業に係る工事に着手しようとするときは、技術指針で定めるところにより、あらかじめ次に掲げる事項を記載した計画書(以下「事後調査計画書」という。)を作成し、知事及び関係市町村長に送付しなければならないこととした。

- (一) 第三の一の(一)から(三)までに掲げる事項
- (二) 事後調査の項目及び手法

(三) 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行う場合には、その者の氏名及び住所等

六 事後調査報告書の作成等(第三十三条関係)

1 事業者は、事後調査を行ったときは、次に掲げる事項を記載した報告書(以下「事後調査報告書」という。)を作成し、知事及び関係市町村長に送付しなければならないこととした。

- (一) 第三の一の(一)から(三)までに掲げる事項
- (二) 事後調査の項目及び手法

(三) 事後調査の結果の概要及び環境影響の総合的な評価

(四) 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所等

七 工事完了の届出(第三十四条関係)

2 知事は、事後調査報告書の送付を受けた場合において、環境の保全の見地から必要があると認めるときは、事業者に対し、環境の保全のための措置を講ずるよう求めることができることとした。この場合において、知事は、必要に応じて、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聴くものとすることとした。

八 環境影響評価その他の手続の特例等(第三十五条・第三十六条関係)

事業者は、対象事業に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事及び関係市町村長に届け出なければならないこととした。

九 環境影響評価その他の手続の特例等(第三十五条・第三十六条関係)

相互に関連する二以上の対象事業を実施する場合、対象事業が市街地開発事業として都市計画に定められる場合等の環境影響評価その他の手続に関する特例について、所要の規定を設けることとした。

第十 鳥取県環境影響評価審査会(第四十条～第四十八条関係)

環境影響評価法の対象事業等に係る手続(第三十七条～第三十九条関係)知事が、第二種事業に係る判定についての意見を述べる場合等の手続等について、所要の規定を設けることとした。

鳥取県環境影響評価審査会(第四十条～第四十八条関係)

鳥取県環境影響評価審査会を設置することとし、その組織及び運営に關し必

要な事項を定めることとした。

第十一 雑則

一 許認可等への配慮（第四十九条関係）

1 知事は、対象事業の実施に係る許認可等を行う場合には、当該許認可等に係る法令の規定に反しない限りにおいて、評価書の内容について配慮するものとする。とした。

2 知事は、対象事業の実施に係る許認可等を行う者が知事以外の者である場合には、当該許認可等を行う者に評価書を送付するとともに、当該許認可等に係る法令の規定に反しない限りにおいて、許認可等に際し、当該評価書の内容について配慮するよう要請するものとする。とした。

二 報告及び調査（第五十条関係）

知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、事務所等に立ち入り、対象事業の実施状況等を調査させることができる。とした。

三 勧告及び公表（第五十一条関係）

1 知事は、事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。とした。

(一) この条例の規定に違反して環境影響評価その他の手続を行わないとき。

(二) 虚偽の記載をした方法書、準備書、評価書、事後調査計画書又は事後調査報告書を送付したとき。

(三) 第七の一の規定に違反して対象事業に係る工事に着手したとき。

(四) 第七の六の二の規定による環境の保全のための措置を講じなかったとき。

(五) 二の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。

(六) 二の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

2 知事は、一の規定による勧告をしようとするときは、事業者に対し、弁明の機会を付与するものとする。とした。

3 知事は、一の規定による勧告をした場合において、当該事業者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。とした。

四 その他（第五十二条、第五十五条関係）

所要の規定を設けることとした。

第十二 施行期日等

一 この条例は、平成十一年六月十二日から施行することとした。ただし、第二、第九の一部及び第十の規定は、同年四月一日から施行することとした。

二 この条例の施行に伴う所要の経過措置を定めることとした。

三 知事は、この条例の施行後十年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。とした。

◇鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例

一 目的（第一条関係）

この条例は、鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。とした。

二 設置（第二条関係）

国定公園氷ノ山の豊かな自然を紹介し、その魅力を体験できる場を提供するとともに、自然を大切にすることを旨とするため、鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館（以下「自然ふれあい館」という。）を八頭郡若桜町に設置することとした。

三 利用の許可（第三条関係）

自然ふれあい館を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。とした。

四 行為の制限等（第四条関係）

1 自然ふれあい館においては、次の行為をしてはならない。とした。

(一) 自然ふれあい館の施設設備又は展示物を損傷し、若しくは汚損し、又は

そのおそれのある行為をすること。

- (二) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。
- (三) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (四) その他知事が別に定める行為

2 知事は、1に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、自然ふれあい館の利用を拒むことができることとした。

五 措置命令（第五条関係）

知事は、自然ふれあい館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用者に対し、必要な措置を命ずることができることとした。

六 利用許可の取消し（第六条関係）

知事は、利用者が次のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができることとした。

- (一) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (二) 利用許可の条件に違反したとき。
- (三) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (四) その他自然ふれあい館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

七 管理の委託（第七条関係）

知事は、自然ふれあい館の管理を財団法人鳥取県観光事業団（以下「観光事業団」という。）に委託することとした。

八 利用料金（第八条関係）

自然ふれあい館の利用に当たっては、所定の料金（以下「利用料金」という。）を観光事業団の収入として収受させることとした。

九 利用料金の減免（第九条関係）

八にかかわらず、規則で定める特別の理由があると認められる場合には、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができること

とした。

十 規則への委任（第十条関係）

この条例に定めるもののほか、自然ふれあい館の管理に関する事項は、規則で定めることとした。

十一 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

◇職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一 給料表の改定

全給料表の全給料月額を引き上げることとした。（別表第一～別表第五関係）

二 諸手当の改正

1 初任給調整手当（第七条の三関係）

(一) 医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を三十一万六千四百円（現行 三十一万二千二百円）に引き上げることとした。

(二) 医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職を占める職員に対する支給月額の限度額を五万六千六百円（現行 五万四千四百円）に引き上げることとした。

2 扶養手当（第八条関係）

満十五歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある扶養親族たる子に係る加算額を一人につき月額五千円（現行 四千円）に引き上げることとした。

3 単身赴任手当（第十条の二関係）

(一) 基礎額を月額二万三千円（現行 二万円）に引き上げることとした。

(二) 職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて支給する加算額の限度額を月額四万五千円（現行 二万九千円）に引き上げることとした。

4 宿日直手当（第十六条の二関係）
した。

勤務一回当たりの支給限度額を次のように引き上げることとした。

区 分	現 行	改 正 後
通 常 の 宿 日 直	三千八百円	四千元
医師又は歯科医師の宿日直	一万八千円	一万九千円
特殊な業務を主とする宿日直	六千八百円	七千円

（午前中の勤務から引き続き行われる宿直勤務については、これらの額に百分の百五十を乗じた額）

三 施行期日等

- 1 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、宿日直手当に関する改正は、平成十一年一月一日から施行することとした。
- 2 この条例（宿日直手当に関する改正を除く。）による改正後の職員の給与に関する条例の規定は、平成十年四月一日から適用することとした。
- 3 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の一部を改正する条例

- 1 自動車の使用に関する基準額の改定
候補者一人当たりの上限額を一日当たり六万二百円（現行 五万七千八百円）に引き上げることとした。（第二条関係）
- 2 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約の場合の基準額を一日当たり六万二百円（現行 五万七千八百円）に引き上げることとした。（第五条第一号関係）
- 3 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約の場合の基準額を、自動車の借入れ契約の場合にあっては一日当たり一万五千三百円（現行 一万

五千元）に、燃料の購入の場合にあっては一日当たり七千三百五十円（現行 七千二百十円）に、運転手の雇用に関する契約の場合にあっては一日当たり一万千七百円（現行 一万二千二百円）に引き上げることとした。（第五条第二号関係）

二 ポスター作成に関する基準額（単価）の改定

- 1 当該選挙区のポスター掲示場数が五百以下の場合の基準額を五百一円九十九銭（現行 四百八十九円五十銭）に当該ポスター掲示場数を乗じて得た金額に三十万千八百七十五円（現行 二十七万二千四百三十五円）を加えた金額を当該ポスター掲示場数で除して得た金額に引き上げることとした。（第九条第一号関係）
- 2 当該選挙区のポスター掲示場数が五百を超える場合の基準額を二十六円二十九銭（現行 二十五円六十四銭）にその五百を超える数を乗じて得た金額に五十五万二千八百七十円（現行 五十一万七千八百八十五円）を加えた金額を当該ポスター掲示場数で除して得た金額に引き上げることとした。（第九条第二号関係）

三 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、同日以後その期日を告示される選挙から適用することとした。

◇風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

- 一 午前一時まで風俗営業を営むことができる日の追加（新第四条第一項関係）
午前一時まで風俗営業を営むことができる日として十二月二十六日から同月二十八日までの日を追加することとした。
- 二 午前一時まで風俗営業を営むことができる地域の指定（新第四条第三項関係）
接待飲食等営業、まあじゃん屋及びゲームセンター等は、次に掲げる地域では、午前一時まで営業することができることとした。

- (一) 鳥取市弥生町、末広温泉町、永楽温泉町、吉方温泉一丁目、栄町及び瓦町の区域のうち商業地域
- (二) 米子市角盤町二丁目、角盤町三丁目、朝日町、尾高町、西倉吉町及び東倉吉町の区域のうち、国道九号、市道米子中央線、市道角盤町三丁目一号线、市道角盤町通り西線、市道尾高町通り線及び市道中町灘町橋線によって囲まれた区域
- 三 性風俗特殊営業の広告制限地域の指定（新第十一条関係）
性風俗特殊営業の広告又は宣伝を制限する地域は、当該営業の禁止地域とすることとした。
- 四 その他
所要の規定の整備をすることとした。
- 五 施行期日等
1 この条例中一は公布の日から、その他の規定は平成十一年四月一日から施行することとした。
- 2 鳥取県公衆浴場基準条例及び鳥取港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例について、所要の改正を行うこととした。

条 例

鳥取県環境影響評価条例をここに公布する。

平成十年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十四号

鳥取県環境影響評価条例

目次

- 第一章 総則（第一条―第三条）
 - 第二章 技術指針（第四条）
 - 第三章 準備書の作成前の手続
 - 第一節 方法書の作成等（第五条―第十条）
 - 第二節 環境影響評価の実施等（第十一条・第十二条）
 - 第四章 準備書（第十三条―第十九条）
 - 第五章 評価書
 - 第一節 評価書の作成等（第二十条―第二十五条）
 - 第二節 評価書の補正等（第二十三条―第二十五条）
 - 第六章 対象事業の内容の修正等（第二十六条・第二十七条）
 - 第七章 評価書の公告及び縦覧後の手続（第二十八条―第三十四条）
 - 第八章 環境影響評価その他の手続に関する特例等（第三十五条・第三十六条）
 - 第九章 法の対象事業等に係る手続（第三十七条―第三十九条）
 - 第十章 鳥取県環境影響評価審査会（第四十条―第四十八条）
 - 第十一章 雑則（第四十九条―第五十五条）
- 附則
- 第一章 総則
- (目的)
- 第一条 この条例は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たり環境影響評価及び事後調査を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価に関する手続その他所要の事項を定めることにより、環境影響評価及び事後調査が適切かつ円滑に行われ、事業の実施に当たり環境の保全について適切な配慮がなされることを確保し、もって県民の健康で文化的な生活

の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「環境影響評価」とは、事業（特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更（これと併せて行うしゅんせつを含む。）並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。）の実施が環境に及ぼす影響（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。）について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。

2 この条例において「事後調査」とは、事業に係る工事の着手後に当該事業に係る環境影響を把握するために行う調査をいう。

3 この条例において「特別地域」とは、環境の保全に関して特に配慮すべき次に掲げる地域をいう。

一 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第十条第一項の規定により指定された国立公園又は同条第二項の規定により指定された国定公園

二 鳥取県立自然公園条例（昭和三十八年三月鳥取県条例第二号）第十一条第一項の規定により指定された特別地域

三 鳥取県自然環境保全条例（昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一号）第十三条の規定により指定された県自然環境保全地域

四 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ八第三項の規定により指定された特別保護地区

五 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして別表に掲げる事業の種類ごとに規則で定める地域

4 この条例において「対象事業」とは、次に掲げる事業をいう。ただし、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する対象

事業を除く。

一 別表に掲げる事業の種類のうちいずれかに該当する一の事業であつて、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるもの

二 特別地域において行われる別表に掲げる事業の種類のうちいずれかに該当する一の事業であつて、前号の事業に準ずる規模を有するものとして規則で定めるもの

5 この条例において「事業者」とは、対象事業を実施する者（委託に係る対象事業にあつては、その委託をする者）をいう。

（県等の責務）

第三条 県、市町村、事業者及び県民その他の関係者は、環境影響評価及び事後調査の重要性を深く認識して、この条例の規定による環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。

第二章 技術指針

（技術指針）

第四条 知事は、事業者の行う環境影響評価及び事後調査が科学的知見に基づき適正に実施されるようにするため、環境の特性等を考慮して、環境影響評価及び事後調査に関する技術的な指針（以下「技術指針」という。）を策定するものとする。

2 知事は、技術指針について、常に最新の科学的知見に基づき、必要な改定を行うものとする。

3 知事は、技術指針を策定し、又は改定しようとするときは、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

4 知事は、技術指針を策定し、又は改定したときは、これを公表するものとする。

第三章 準備書の作成前の手続

第一節 方法書の作成等

（方法書の作成）

第五条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係

るものに限る。) について、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成しなければならない。

一 事業者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 対象事業の目的及び内容

三 対象事業が実施されるべき区域(以下「対象事業実施区域」という。)及びその周囲の概況

四 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法(当該手法が決定されていない場合にあつては、対象事業に係る環境影響評価の項目)

(方法書の送付)

第六条 事業者は、方法書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、方法書を送付しなければならない。

(方法書についての公告及び縦覧)

第七条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、前条に規定する地域内において、方法書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。

(方法書についての意見書の提出)

第八条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

(方法書についての意見の概要の送付)

第九条 事業者は、前条第一項の期間を経過した後、知事及び第六条に規定する地域を管轄する市町村長に対し、規則で定めるところにより、同項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類を送付しなければならない。

(方法書についての知事等の意見)

第十条 知事は、前条の規定による送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、方法書について前条に規定する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第一項の場合において、知事は、前項の規定による市町村長の意見を勘案し、前条の書類に記載された意見に配慮するとともに、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

第二節 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定)

第十一条 事業者は、前条第一項の意見を勘案するとともに、第八条第一項の意見に配慮して第五条第四号に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

(環境影響評価の実施)

第十二条 事業者は、前条の規定により選定した項目及び手法に基づいて、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

第四章 準備書

(準備書の作成)

第十三条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、技術指針で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成しなければならない。

一 第五条第一号から第三号までに掲げる事項

二 第八条第一項の意見の概要

三 第十条第一項の知事の意見

四 前二号の意見についての事業者の見解

五 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

六 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの

イ 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（以下「関係地域」という。）

ロ 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。）

ハ 環境の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）

ニ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

七 事後調査の内容

八 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（準備書の送付）

第十四条 事業者は、準備書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び関係地域を管轄する市町村長（以下「関係市町村長」という。）に対し、準備書及びこれを要約した書類（次条及び第十六条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

（準備書についての公告及び縦覧）

第十五条 事業者は、前条の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、関係地域内において、準備書及び要約書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。

（説明会の開催等）

第十六条 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下「説明会」という。）を

開催しなければならない。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、知事及び関係市町村長にその旨を通知するとともに、説明会を開催する旨その他規則で定める事項を、説明会の開催予定の日の一週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより、前項の規定による公告をした説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、要約書の提供その他の方法により準備書の記載事項を周知させるように努めなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。（準備書についての意見書の提出）

第十七条 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第十五条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。（準備書についての意見の概要等の送付）

第十八条 事業者は、前条第一項の期間を経過した後、知事及び関係市町村長に対し、規則で定めるところにより、同項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類を送付しなければならない。

（準備書についての知事の意見）
第十九条 知事は、前条の規定による送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、準備書について関係市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第一項の場合において、知事は、前項の規定による市町村長の意見を勘案し、前条の書類に記載された意見に配慮するとともに、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

第五章 評価書

第一節 評価書の作成等

(評価書の作成)

第二十条 事業者は、前条第一項の意見を勘案するとともに、第十七条第一項の意見に配慮して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とするとき認めるとき（当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。）は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 第五条第二号に掲げる事項の修正（事業規模の縮小その他の規則で定める修正に該当するものを除く。） 同条から第二十五条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。

二 第五条第一号又は第十三条第二号から第四号まで、第七号若しくは第八号に掲げる事項の修正（前号に該当する場合を除く。） 第三項及び次条から第二十五条までの規定による環境影響評価その他の手続を行うこと。

三 前二号に掲げるもの以外のもの 技術指針で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。

2 事業者は、前項第三号の規定による環境影響評価を行った場合には、技術指針で定めるところにより、当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成しなければならない。

- 一 第十三条各号に掲げる事項
 - 二 第十七条第一項の意見の概要
 - 三 第十九条第一項の知事の意見
 - 四 前二号の意見についての事業者の見解
- 3 事業者は、第一項第三号の規定による環境影響評価を行わなかった場合（同項第一

号に該当する場合を除く。）には、準備書に係る環境影響評価の結果に係る前項各号に掲げる事項を記載した評価書を作成しなければならない。

(評価書の送付)

第二十一条 事業者は、評価書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び関係市町村長に対し、評価書及びこれを要約した書類（第二十三条及び第二十五条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

(評価書についての知事等の意見)

第二十二条 知事は、前条の規定による送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、評価書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、評価書について関係市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第一項の場合において、知事は、前項の規定による市町村長の意見を勘案するとともに、必要に応じて、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

第二節 評価書の補正等

(評価書の再検討及び補正)

第二十三条 事業者は、前条第一項の意見を勘案して、評価書の記載事項に検討を加え、当該事項の修正を必要とするとき（当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。）は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 第五条第二号に掲げる事項の修正（事業規模の縮小その他の規則で定める修正に該当するものを除く。） 同条から第二十五条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。
- 二 第五条第一号、第十三条第二号から第四号まで、第七号若しくは第八号又は第二十条第二項第二号から第四号までに掲げる事項の修正（前号に該当する場合を除く。） 評価書について所要の補正をすること。
- 三 前二号に掲げるもの以外のもの 技術指針で定めるところにより当該修正に係る

部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。

2 事業者は、前項第三号の規定による環境影響評価を行った場合には、当該環境影響評価及び評価書に係る環境影響評価の結果に基づき、技術指針で定めるところにより評価書の補正をしなければならない。

3 事業者は、第一項第一号に該当する場合を除き、規則で定めるところにより、同項第二号又は前項の規定による補正後の評価書及び要約書の送付（補正を必要としない）と認めるときは、その旨の通知を、知事及び関係市町村長に対してしなければならない。

(評価書の確認等)

第二十四条 知事は、前条第三項の規定による送付又は通知を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、再度意見を書面により述べることができる。

2 知事は、前項の規定による意見を述べる必要がないと認めるときは、事業者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

3 第一項の場合において、知事は、必要に応じて、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

4 前条の規定は、知事が第一項の規定により意見を述べた場合について準用する。

(評価書の公告及び縦覧)

第二十五条 事業者は、前条第二項の通知を受けたときは、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、関係地域内において、評価書、要約書及び第二十二條第一項の書面（前条第一項の書面を含む。）を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。

第六章 対象事業の内容の修正等

(事業内容の修正の場合の環境影響評価その他の手続)

第二十六条 事業者は、第六条の規定による方法書の送付から前条の規定による公告を行うまでの間に第五條第二号に掲げる事項を修正しようとする場合（第二十条第一項又は第二十三條第一項の適用を受ける場合を除く。）において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第五條から前条までの規定

による環境影響評価その他の手続を経なければならない。ただし、当該事項の修正が事業規模の縮小その他規則で定める修正に該当する場合は、この限りでない。

(対象事業の廃止等)

第二十七条 事業者は、第六条の規定による方法書の送付から第二十五条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、知事並びに第六条に規定する区域を管轄する市町村長及び関係市町村長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

一 対象事業を実施しないこととしたとき。

二 第五條第二号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が対象事業に該当しないこととなったとき。

三 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 前項第三号の場合において、当該引継ぎ後の事業者が対象事業であるときは、同項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行った環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者について行われたものとみなす。

第七章 評価書の公告及び縦覧後の手続

(対象事業の実施の制限)

第二十八条 事業者は、第二十五条の規定による公告を行うまでは、対象事業（第二十条第一項、第二十三條第一項又は第二十六条の規定による修正があつた場合において当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業）を実施してはならない。

2 事業者は、第二十五条の規定による公告を行った後に第五條第二号に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更が事業規模の縮小その他の規則で定める変更しに該当するときは、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を経ることを要しない。

3 第一項の規定は、第二十五条の規定による公告を行った後に第五條第二号に掲げる

事項を変更して当該事業を実施する者（前項の規定により環境影響評価その他の手続を経ることを要しないこととされる事業者を除く。）について準用する。この場合において、第一項中「公告」とあるのは、「公告（同条の規定による公告を行い、かつ、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を再び経た後に行うものに限る。）」と読み替えるものとする。

4 事業者は、第二十五条の規定による公告を行った後に対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合には、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

この場合において、前条第二項の規定は、当該引継ぎについて準用する。

（評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施）

第二十九条 事業者は、第二十五条の規定による公告を行った後に、対象事業実施区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために第十三条第五号から第七号までに掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、当該変更後の対象事業について、更に第五条から第二十五条まで又は第十一条から第二十五条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

2 事業者は、前項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公告するものとする。

3 第二十六条から前条までの規定は、第一項の規定により環境影響評価その他の手続が行われる対象事業について準用する。この場合において、同条第一項中「公告」とあるのは、「公告（次条第一項に規定する環境影響評価その他の手続を行った後に行うものに限る。）」と読み替えるものとする。

（事業者の環境の保全の配慮）

第三十条 事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施するようしなければならない。

（着手の届出）

第三十一条 事業者は、対象事業に係る工事に着手しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を知事及び関係市町村長に届け出なければならない。

（事後調査計画書の作成等）

第三十二条 事業者は、対象事業に係る工事に着手しようとするときは、技術指針で定めるところにより、あらかじめ次に掲げる事項を記載した計画書（以下「事後調査計画書」という。）を作成し、知事及び関係市町村長に送付しなければならない。ただし、評価書において事後調査を実施しないこととした場合は、この限りでない。

一 第五条第一号から第三号までに掲げる事項

二 事後調査の項目及び手法

三 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行う場合には、その者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（事後調査報告書の作成等）

第三十三条 事業者は、事後調査を行ったときは、次に掲げる事項を記載した報告書（以下「事後調査報告書」という。）を作成し、知事及び関係市町村長に送付しなければならない。

一 第五条第一号から第三号までに掲げる事項

二 事後調査の項目及び手法

三 事後調査の結果の概要及び環境影響の総合的な評価

四 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

2 知事は、前項の規定による事後調査報告書の送付を受けた場合において、環境の保全の見地から必要があると認めるときは、事業者に対し、環境の保全のための措置を講ずるよう求めることができる。

3 前項の場合において、知事は、必要に応じて、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

（工事完了の届出）

第三十四条 事業者は、対象事業に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事及び関係市町村長に届け出なければならない。

第八章 環境影響評価その他の手続に関する特例等

(手続の併合等)

第三十五条 相互に関連する二以上の対象事業を実施する場合は、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業について、併せて環境影響評価その他の手続を行うことができる。

2 二以上の事業者が一の対象事業又は相互に関連する二以上の対象事業を実施する場合において、当該事業者のうちから代表者を定めるときは、その代表者が、当該対象事業について、環境影響評価その他の手続を行うものとする。

(都市計画に定められる対象事業に関する特例)

第三十六条 対象事業が都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第七項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合又は対象事業に係る施設が同条第五項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における環境影響評価その他の手続に関して必要な特例については、規則で定める。

第九章 法の対象事業等に係る手続

(第二種事業に係る判定についての意見)

第三十七条 知事は、法第四条第二項の意見を述べようとするときは、事業の種類及び規模を勘案するとともに、事業が実施される区域の環境の保全について配慮するものとする。

(法の対象事業についての意見)

第三十八条 知事は、法第十条第一項又は法第二十条第一項の意見を述べようとするときは、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

(法の対象事業の事業内容の修正の場合の手続)

第三十九条 法第三十条第一項第二号に規定する場合において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、法の規定により行われた環境影響評価その他の手続は、この条例の規定により行われたものとみなす。

第十章 鳥取県環境影響評価審査会

(設置)

第四十条 この条例の規定によりその権限に属する事項を調査審議させるため、鳥取県環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(組織)

第四十一条 審査会は、委員十五名以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第四十二条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(特別委員)

第四十三条 審査会に、特別の事項を調査審議させるため、必要に応じ特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第四十四条 審査会に、会長及び副会長それぞれ一人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四十五条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、委員及び議事に関する特別委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関する特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第四十六条 審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 前二条の規定は、部会の運営について準用する。

(庶務)

第四十七条 審査会の庶務は、生活環境部において処理する。

(運営に関する細則)

第四十八条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

第十一章 雑則

(許認可等への配慮)

第四十九条 知事は、対象事業の実施に係る許可、認可、承認、届出その他これらに類する行為(以下「許認可等」という。)を行う場合には、当該許認可等に係る法令の規定に反しない限りにおいて、評価書の内容について配慮するものとする。

2 知事は、対象事業の実施に係る許認可等を行う者が知事以外の者である場合(規則で定める場合に限る。)には、当該許認可等を行う者に評価書を送付するとともに、当該許認可等に係る法令の規定に反しない限りにおいて、許認可等に際し、当該評価書の内容について配慮するよう要請するものとする。

(報告及び調査)

第五十条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、事務所、対象事業が実施される土地その他の場所に立ち入り、対象事業の実施状況等を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(勧告及び公表)

第五十一条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

一 この条例の規定に違反して環境影響評価その他の手続を行わないとき。

二 虚偽の記載をした方法書、準備書、評価書、事後調査計画書又は事後調査報告書を送付したとき。

三 第二十八条第一項(同条第三項及び第二十九条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して対象事業に係る工事に着手したとき。

四 第三十三条第二項の規定による環境の保全のための措置を講じなかったとき。

五 前条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。

六 前条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、事業者に対し、鳥取県行政手続条例(平成六年十二月鳥取県条例第三十四号)第三章第三節の規定の例により、弁明の機会を付与するものとする。

3 知事は、第一項の規定による勧告をした場合において、当該事業者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

(隣接県の知事との協議)

第五十二条 知事は、第六条に規定する地域又は関係地域に本県の区域に属しない地域が含まれているときは、環境影響評価その他の手続に関して、当該地域を管轄する知事と協議するものとする。この場合においては、第十条第二項、第十九条第二項及び第二十二条第二項中「市町村長」とあるのは、「市町村長(本県の区域に属しない地域を管轄する市町村長を除く。)」とする。

(市町村との関係)

第五十三条 市町村の環境影響評価に関する条例の内容が、この条例と同等以上の効果が期待できるものであると知事が認める場合であつて、当該市町村の条例により環境影響評価その他の手続が行われるときは、当該環境影響評価その他の手続は、この条例の規定により行われた環境影響評価その他の手続とみなす。

2 前項の場合において、関係地域に当該市町村以外の区域が含まれているときは、当該市町村長は、環境影響評価その他の手続に関して、知事と協議しなければならない。

(適用除外)

第五十四条 この条例の規定は、放射性物質による大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）及び土壌の汚染については、適用しない。

2 第三章から第八章までの規定は、次に掲げる事業については、適用しない。

一 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十七条の規定による災害復旧の事業又は同法第八十八条第二項に規定する事業

二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十四条の規定が適用される場合における同条第一項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業

三 被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五条第一項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第三号に規定する事業

四 その他災害防止のために緊急に実施する必要があると知事が認める事業（委任）

第五十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成十一年六月十二日から施行する。ただし、第四条、第三十八条及び第四十条から第四十八条までの規定は、同年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この条例の施行の日前に鳥取県環境影響評価実施要綱（平成三年十一月鳥取県告示第八百六号。以下「要綱」という。）第六条の規定による公告を行った事業については、第三章から第八章までの規定は、適用しない。

2 前項に規定する事業を実施する者は、当該事業について、要綱の定めるところに従って、引き続き環境影響評価その他の手続を行わなければならない。

第三条 この条例の施行により新たに対象事業となる事業のうち、当該対象事業の実施に係る許認可等の申請その他の行為で規則で定めるものがなされているものについて

は、第三章から第八章までの規定は、適用しない。

2 前項に規定する対象事業を実施する者は、同項の規定にかかわらず、当該対象事業について、第五条から第二十五条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

3 第二十六条から第二十八条まで及び第二十九条第二項の規定は、前項の規定により環境影響評価その他の手続を行う対象事業について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは、「附則第三条第一項に規定する対象事業を実施する者」と読み替えるものとする。

(検討)

第四条 知事は、この条例の施行後十年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表（第二条関係）

- 一 道路の新設及び改築の事業
- 二 ダム、堰、湖沼水位調節施設及び放水路の新築及び改築の事業
- 三 鉄道及び軌道の建設及び改良の事業
- 四 飛行場の設置及び変更の事業
- 五 発電所の設置及び変更の事業
- 六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設及び同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設の設置並びにその構造及び規模の変更の事業（規則で定めるものに限る。）
- 七 公有水面の埋立て及び干拓の事業
- 八 土地地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第二条第一項に規定する土地地区画整理事業
- 九 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第一百十号）第二条第二項に規定する流通業務団地造成事業
- 十 工場用地、住宅用地その他の宅地の造成の事業（前二号に該当するものを除く。）
- 十一 畜産業に必要な施設の設置及び変更の事業（規則で定めるものに限る。）

十二 都市計画法第四条第十一項に規定する第二種特定工作物の設置及び変更の事業
 十三 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第二条に規定する岩石及び砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第二条に規定する砂利の採取の事業（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項に規定する河川区域内の事業を除く。）
 十四 製造業（物品の加工修理業を含む）、ガス供給業又は熱供給業に必要な工場及びその附属施設の設置及び変更の事業
 十五 第六号から第十三号までに掲げる二以上の事業の種類を併せて行う事業
 十六 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして規則で定める事業

鳥取県立水ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成十年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十五号

鳥取県立水ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の第二項の規定に基づき、鳥取県立水ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第二条 国定公園水ノ山の豊かな自然を紹介し、その魅力を体験できる場を提供するとともに、自然を大切にすることを旨として、鳥取県立水ノ山自然ふれあい館（以下「自然ふれあい館」という。）を八頭郡若桜町に設置する。

(利用の許可)

第三条 自然ふれあい館を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(行為の制限等)

第四条 自然ふれあい館においては、次の行為をしてはならない。

- 一 自然ふれあい館の施設設備又は展示物を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- 二 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。
- 三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- 四 その他知事が別に定める行為

2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、自然ふれあい館の利用を拒むことができる。

(措置命令)

第五条 知事は、自然ふれあい館の適正な管理を図るため必要があるときは、第三条の規定による許可（以下「利用許可」という。）を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第六条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- 一 この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分違反したとき。
- 二 利用許可の条件に違反したとき。
- 三 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- 四 その他自然ふれあい館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(管理の委託)

第七条 知事は、自然ふれあい館の管理を財団法人鳥取県観光事業団（以下「観光事業団」という。）に委託する。

(利用料金)

第八条 自然ふれあい館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、別表のとおりとし、観光事業団の収入として收受させる。

(利用料金の減免)

第九条 前条の規定にかかわらず、規則で定める特別の理由があると認められる場合には、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(規則への委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、自然ふれあい館の管理に関する事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表(第八条関係)

区	分		金 額
	個 人	団 体	
個人	児童又は中学校の生徒	児童又は中学校の生徒	一人一回につき 二〇〇円
	高等学校の生徒、学生 又は一般人	児童又は中学校の生徒	一人一回につき 一六〇円
団体(二十人以上のものに限る。)	高等学校の生徒、学生 又は一般人	一人一回につき	四〇〇円

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十六号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第七条の三第二項第一号中「三十一万二千二百円」を「三十一万六千四百円」に改め、同項第二号中「五万四千四百円」を「五万六千六百円」に改める。

第八条第四項中「四千元」を「五千元」に改める。

第十条の二第二項中「二万円」を「二万三千元」に、「二万九千元」を「四万五千元」に改める。

第十六条の二第一項中「三千八百円」を「四千元」に、「二万八千元」を「二万九千元」に、「六千八百円」を「七千元」に、「五千七百円」を「六千元」に、「二万七千元」を「二万八千五百円」に、「一万二百円」を「一万五百円」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一 行政職給料表 (第三条関係)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	188,500	223,600	241,600	262,600	282,500	304,400	340,300	380,200	430,100
2	137,300	174,200	195,600	231,900	250,800	271,800	292,000	314,700	352,700	392,800	444,800
3	141,700	181,100	202,900	240,500	260,100	281,100	301,800	325,100	365,100	405,400	459,500
4	146,300	188,500	210,200	249,600	268,900	290,400	311,800	335,800	377,200	418,000	474,300
5	151,600	194,400	218,300	258,900	277,700	299,700	321,800	346,500	389,100	430,700	488,800
6	157,500	199,800	226,400	267,600	286,500	309,300	332,000	357,200	401,000	443,100	503,200
7	163,600	205,100	234,400	276,200	295,300	318,900	342,200	367,300	412,900	455,300	517,500
8	170,000	210,400	241,900	284,700	304,000	328,500	352,200	377,100	424,900	466,900	531,800
9	174,600	215,400	248,600	293,100	312,700	338,100	361,900	386,900	436,800	478,300	546,100
10	178,300	219,900	255,100	301,300	321,200	347,600	371,400	396,600	448,000	489,400	560,400
11	181,400	224,400	261,500	309,200	329,500	357,200	380,800	406,300	458,200	499,200	571,800
12	184,200	228,800	267,300	316,700	337,200	366,700	389,900	416,000	468,000	508,200	579,200
13	186,900	233,100	272,900	324,000	344,900	376,000	398,700	425,200	476,000	515,800	586,300
14	189,100	236,500	278,100	331,100	352,300	385,100	405,900	433,600	482,800	522,900	592,500
15	191,200	239,600	283,300	337,500	358,200	392,900	411,800	439,800	489,500	527,500	597,300
16	192,800	242,700	288,000	343,300	363,300	398,700	417,000	445,800	494,200		
17		245,800	292,200	347,200	367,500	404,200	421,500	449,900	498,700		
18		248,700	295,900	350,700	371,000	407,900	425,300	453,900	503,000		
19		250,700	299,300	354,200	374,200	411,600	429,100	457,900			
20			301,800	356,600	377,200	415,200	432,900	461,700			
21			303,900	359,000	379,900	418,800	436,700	465,500			
22			306,000	361,400	382,600	422,400	440,400				
23			308,100	363,800	385,300	426,000					
24			310,200	366,200	388,000	429,600					
25			312,300	368,600	390,700						
26			314,300	370,900	393,500						
27			316,300	373,200							
28			318,300	375,600							
29			320,300								
30			322,300								
31			324,300								
32			326,300								

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第二 公安職給料表 (第三条関係)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	—	236,200	273,600	293,400	313,700	335,500	368,300	405,100
2	160,000	175,700	202,600	244,500	282,900	303,100	323,900	345,900	378,800	417,500
3	166,700	183,100	210,900	253,700	292,300	312,800	334,200	356,300	389,300	429,800
4	173,900	192,400	219,400	263,000	301,700	322,900	344,600	366,700	399,700	441,300
5	181,100	202,400	226,900	272,300	311,200	333,100	354,800	377,200	409,900	452,000
6	189,800	210,000	234,400	281,500	320,300	343,500	365,000	387,700	420,000	461,900
7	199,700	217,600	242,000	290,900	329,400	353,700	375,100	397,800	430,100	471,700
8	207,300	225,000	249,900	300,300	338,400	363,900	385,200	407,900	440,100	480,800
9	214,700	231,800	258,200	309,600	347,400	373,800	395,100	417,900	449,900	489,900
10	222,000	239,100	266,300	318,200	356,200	383,500	405,000	427,900	459,500	498,700
11	228,800	247,000	274,500	326,800	364,500	393,200	414,900	437,900	468,500	507,500
12	236,100	254,000	282,600	335,300	372,700	403,000	424,800	447,700	477,100	516,300
13	244,000	262,000	290,900	343,700	380,700	412,700	434,700	457,000	485,700	525,100
14	251,000	270,000	298,800	351,800	388,700	422,600	441,700	465,600	494,300	532,600
15	259,000	277,900	306,800	359,200	396,600	431,500	448,500	473,400	502,600	537,000
16	267,000	285,800	315,000	366,900	403,900	437,500	454,400	480,200	506,900	
17	274,400	293,100	323,500	374,900	411,200	443,500	459,000	484,500	511,000	
18	281,300	300,400	331,900	382,900	417,200	448,000	463,600	488,700	515,100	
19	287,800	307,400	340,000	390,800	423,200	451,700	467,300	492,900		
20	294,500	314,200	347,400	398,100	427,000	455,300	471,000	496,700		
21	301,100	321,000	355,000	405,400	430,200	458,800	474,700	500,500		
22	307,300	327,700	363,000	411,400	433,300	462,400	478,400			
23	313,800	334,100	371,000	417,400	436,600	466,000				
24	319,900	340,600	378,900	421,200	439,900	469,600				
25	325,700	347,300	386,200	424,400	442,900					
26	331,600	354,000	393,500	427,500	446,100					
27	337,500	360,300	399,500	430,700						
28	342,600	366,000	405,500	433,900						
29	346,300	371,000	409,300	436,900						
30	350,200	375,500	412,500	439,900						
31	354,200	380,200	415,600							
32	358,100	383,000	418,800							
33	360,700	385,700	422,000							
34		388,400	425,000							
35		391,000	427,900							
36		393,700								

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第三 教育職給料表 (第三条関係)

イ 教育職給料表(-)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
	円	円	円	円
1	—	—	318,900	417,400
2	150,400	195,100	332,900	427,600
3	156,900	202,100	346,500	437,500
4	164,200	209,500	357,000	447,400
5	172,300	217,100	367,400	457,200
6	181,500	225,100	378,000	466,500
7	191,600	236,400	388,100	475,700
8	198,400	248,300	398,100	484,600
9	205,400	260,400	408,000	493,900
10	212,200	273,300	417,500	503,200
11	219,500	286,400	426,700	513,500
12	227,100	299,800	435,800	522,900
13	235,500	313,800	444,500	531,600
14	243,400	327,700	452,600	539,200
15	251,400	340,700	460,600	543,800
16	259,600	350,900	468,500	
17	267,600	361,100	476,900	
18	275,500	371,200	485,300	
19	283,300	380,800	493,500	
20	290,300	390,300	501,700	
21	297,000	399,500	509,900	
22	303,300	407,700	516,900	
23	309,500	415,300	521,100	
24	315,500	422,800		
25	321,500	430,000		
26	327,400	436,700		
27	333,200	442,500		
28	338,800	448,100		
29	344,100	453,200		
30	348,100	457,800		
31	351,300	462,300		
32	354,400	466,700		
33	357,400	469,700		
34	359,500			
35	361,600			
36	363,600			
37	365,500			
38	367,400			
39	369,600			
40	371,800			

備考(-) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

□ 教育職給料表(二)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
	円	円	円	円
1	—	—	276,800	412,300
2	150,400	166,400	290,700	421,400
3	156,900	174,800	304,800	430,200
4	164,200	184,000	318,900	439,000
5	172,300	195,100	332,900	447,500
6	181,500	202,100	346,500	455,600
7	191,600	209,500	357,000	463,600
8	198,400	217,100	367,400	471,100
9	205,300	225,100	377,800	478,400
10	212,000	236,400	386,900	485,300
11	218,900	248,300	395,600	492,600
12	226,000	260,400	404,100	499,900
13	233,700	273,300	412,400	506,600
14	241,200	286,400	420,400	511,900
15	248,400	299,800	428,300	516,000
16	255,500	313,800	435,900	
17	262,300	327,700	443,100	
18	268,900	340,700	450,100	
19	275,500	350,900	456,900	
20	281,600	360,900	463,200	
21	287,000	370,900	468,800	
22	292,100	379,400	473,700	
23	296,900	387,800	478,100	
24	301,300	395,700	481,900	
25	304,800	402,900	485,100	
26	308,300	409,600	488,100	
27	311,800	415,500		
28	314,400	421,100		
29	316,300	426,400		
30	318,200	431,400		
31	320,100	436,400		
32	322,000	440,700		
33	323,900	445,000		
34		449,300		
35		453,000		
36		455,600		

備考(一) この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第四 研究職給料表 (第三条関係)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
	円	円	円	円	円
1	—	—	261,500	304,100	350,600
2	137,400	187,600	275,100	318,300	363,200
3	141,800	197,700	288,700	332,600	375,900
4	147,000	206,800	302,300	346,900	388,600
5	153,400	216,000	316,200	358,000	401,000
6	161,200	225,600	330,200	368,500	414,100
7	169,800	237,500	344,100	378,500	427,300
8	178,900	249,500	354,400	388,300	441,300
9	187,700	261,300	364,000	397,900	455,000
10	195,000	271,700	372,800	407,400	468,500
11	202,500	282,100	380,700	416,500	482,000
12	210,300	292,300	387,700	425,600	495,000
13	218,300	299,600	394,400	434,700	507,700
14	226,700	306,500	400,900	443,500	519,900
15	235,300	313,400	407,300	451,500	531,800
16	243,700	320,300	413,300	459,400	543,700
17	250,100	327,200	418,800	467,300	555,600
18	256,400	334,000	423,600	475,100	566,400
19	262,600	340,700	428,200	482,000	574,500
20	268,700	347,300	432,400	488,900	581,600
21	274,400	353,800	436,600	494,300	587,700
22	279,800	358,900	440,700	499,000	593,100
23	285,000	363,300	444,800	503,000	597,300
24	290,200	366,300	448,400		
25	295,100	369,300	451,900		
26	299,000	372,300			
27	302,800	375,300			
28	305,800	378,300			
29	308,400	381,300			
30	310,600				
31	312,800				
32	315,000				

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五 医療職給料表 (第三条関係)

イ 医療職給料表(一)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
	円	円	円	円
1	—	303,200	355,500	438,600
2	241,000	319,800	372,800	451,900
3	251,200	336,400	390,000	464,300
4	266,700	353,200	407,200	476,500
5	283,100	370,100	420,300	488,300
6	299,400	387,200	433,700	500,000
7	315,200	404,300	446,700	511,200
8	331,000	417,300	459,000	521,900
9	346,300	429,000	470,900	532,600
10	359,500	439,900	482,100	542,800
11	372,600	449,800	493,100	552,900
12	385,400	459,200	504,000	562,300
13	394,900	468,500	514,300	571,200
14	404,000	477,600	524,500	580,100
15	411,600	486,700	533,500	588,800
16	416,400	495,600	542,500	597,500
17	421,100	502,100	551,400	605,700
18	424,000	507,500	558,500	612,400
19		512,100	565,300	617,700
20		515,800	570,200	622,500
21		519,600	575,100	
22		523,400	579,900	
23		527,000	584,200	
24		530,600	588,500	

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	210,100	234,300	271,800	314,700	351,400
2	141,900	180,200	217,300	242,700	281,500	325,100	363,400
3	147,500	186,900	225,000	251,400	291,200	335,500	375,400
4	154,400	193,600	233,100	260,100	301,000	345,800	387,300
5	161,300	200,300	241,400	268,800	310,900	356,100	399,100
6	169,000	207,000	249,900	277,500	320,800	366,000	410,900
7	176,700	213,800	258,500	286,300	330,900	375,800	423,100
8	183,100	220,700	267,000	295,200	340,800	385,600	435,300
9	189,500	227,700	275,600	304,200	350,500	395,500	447,000
10	194,900	235,200	284,100	313,200	360,000	405,500	457,600
11	200,300	242,200	292,600	322,000	369,400	415,400	467,700
12	205,600	249,100	300,900	330,500	378,200	424,600	476,000
13	210,800	255,700	309,000	338,500	387,100	433,200	482,800
14	215,700	262,300	316,900	346,400	395,200	439,600	489,500
15	220,200	268,100	324,500	353,900	401,500	445,700	496,400
16	224,700	273,600	331,800	360,000	407,800	449,900	500,800
17	229,000	278,800	338,600	365,400	412,700	453,900	505,100
18	233,300	284,000	344,800	370,300	417,500	457,900	
19	236,800	288,700	349,000	374,000	421,500	461,700	
20	239,900	293,200	353,200	377,600	425,200	465,500	
21	242,900	296,500	356,900	381,000	428,800		
22	245,400	299,100	359,700	384,100	432,400		
23	247,300	301,500	362,500	387,000	436,000		
24		303,400	365,000	389,500			
25		305,300	367,400	392,000			
26		307,200	369,600	394,700			
27		309,200	371,800	397,500			
28		311,200	374,000				
29			376,300				
30			378,700				

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	225,800	249,200	281,200	318,700	353,500
2	155,300	182,700	232,900	256,700	289,900	328,500	365,500
3	160,900	191,300	241,300	264,300	298,600	338,800	377,500
4	166,900	200,700	248,800	271,900	307,300	349,400	389,500
5	173,200	206,600	256,300	279,500	316,200	359,800	401,400
6	181,600	212,700	263,800	287,500	325,000	369,700	413,800
7	190,200	218,800	271,300	295,500	333,700	379,600	426,300
8	199,000	225,500	278,800	303,600	342,200	389,500	438,100
9	204,200	232,600	286,400	311,800	350,000	399,500	449,600
10	209,500	240,500	294,200	320,000	357,800	409,700	460,600
11	214,900	248,000	302,000	328,000	365,600	420,100	471,200
12	220,500	255,500	309,800	335,700	373,300	429,800	480,700
13	226,300	262,900	317,300	343,000	381,100	438,700	488,900
14	232,400	270,400	324,600	350,200	388,800	447,600	497,000
15	238,300	277,800	331,800	357,300	396,500	456,500	504,900
16	244,100	285,200	338,500	364,200	404,000	464,700	512,200
17	249,900	292,600	345,100	370,900	411,100	472,800	517,100
18	255,600	299,900	351,300	377,400	417,300	480,700	521,400
19	261,400	307,000	357,400	383,700	422,200	488,000	525,400
20	267,000	314,100	363,500	389,600	426,600	492,900	
21	272,300	321,100	369,600	395,100	431,000	497,100	
22	277,400	327,400	375,400	400,200	435,000	500,800	
23	281,700	333,500	380,700	404,200	438,500		
24	286,300	339,600	385,900	407,800	441,200		
25	290,500	345,300	390,200	411,200			
26	294,600	349,400	393,600	414,600			
27	298,200	353,000	396,700	417,600			
28	301,600	356,300	399,600	420,200			
29	304,200	359,100	402,400				
30	306,400	361,300	405,200				
31	308,300	363,500	407,700				
32	310,300	365,600					
33	312,400	367,600					
34	314,500	369,700					
35	316,500	371,800					
36	318,400	374,100					
37	320,300	376,500					
38	322,400	378,900					
39	324,400						
40	326,500						
41	328,500						

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

附 則
(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十六条の二第一項の改正規定は、平成十一年一月一日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。）による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成十年四月一日から適用する。
(最高号給を超える給料月額の変更等)
- 3 平成十年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。
(切替期間における異動者の号給等)
- 4 切替日からこの条例の施行の日（附則第七項において「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。
(切替日前の異動者の号給等の調整)
- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 6 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給等が受けていた号給等の基礎

た号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

- 7 施行日から平成十一年三月三十一日までの間における異動者の号給等の調整
(施行日から平成十一年三月三十一日までの間における異動者の号給等の調整)
新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(給与の内払)
- 8 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
(人事委員会への委任)
- 9 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、人事委員会が定める。
(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 10 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十一年十二月鳥取県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。
附則第十四項中「当分の間」を「平成十一年三月三十一日までの間」に改める。
鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十七号

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例(平成六年三月鳥取県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「五万七千八百円」を「六万二百円」に改める。

第五条第一号中「五万七千八百円」を「六万二百円」に改め、同条第二号イ中「一万

五千円」を「一万五千三百円」に改め、同号ロ中「七千二百円」を「七千三百五十円」

に改め、同号ハ中「一万二千二百円」を「一万千七百円」に改める。

第九条第一号中「四百八十九円五十銭」を「五百一円九十九銭」に、「二十七万二千

四百三十五円」を「三十万八千七百七十五円」に改め、同条第二号中「二十五円六十四銭

を「二十六円二十九銭」に、「五十一万七千八百八十五円」を「五十五万二千八百七十円」

に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十八号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年十二月鳥取県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「十二月二十五日及び同月二十九日」を「及び十二月二十五日」に改める。

第八条第一号及び別表第一の備考四中「同条第三項」を「同条第二項」に改める。

別表第二法第二条第四項第一号の営業及びモーター営業の項第一号及び法第二条第

四項第二号及び第四号の営業の項第三号中「米子市皆生」を「米子市皆生温泉三丁目」

に改める。

第二条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(風俗営業の営業時間の特例)

第四条 法第十三条第一項の習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定

める日は次の各号に掲げる日とし、当該事情のある地域として条例で定める地域は

それぞれ当該各号に定める地域とする。

一 一月一日から同月八日まで、八月十四日から同月十七日まで及び十二月二十五

日から同月三十一日までの日 鳥取県の区域

二 地域の習俗等からみて特別の事情のある日として公安委員会規則で定める日

当該公安委員会規則で定める地域並びに接待飲食等営業、法第二条第一項第七号

のまあじやん屋及び同項第八号の営業につき第三項各号に掲げる地域

2 法第十三条第一項の条例で定める時は、午前一時とする。

3 法第十三条第一項の午前一時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情の

ある地域として条例で定める地域は、接待飲食等営業、法第二条第一項第七号のま

あじやん屋及び同項第八号の営業につき次に掲げる地域とする。

一 鳥取市弥生町、末広温泉町、永楽温泉町、吉方温泉一丁目、栄町及び瓦町の区域のうち商業地域

二 米子市角盤町二丁目、角盤町三丁目、朝日町、尾高町、西倉吉町及び東倉吉町の区域のうち、国道九号、市道米子中央線、市道角盤町三丁目一号线、市道角盤町通り西線、市道尾高町通り線及び市道中町灘町橋線によつて囲まれた区域

第六条第一項第五号、第八号の見出し及び第九号（見出しを含む。）中「風俗関連営業」を「店舗型性風俗特殊営業」に改める。

第十条の見出し中「風俗関連営業」を「店舗型性風俗特殊営業」に改め、同条中「風俗関連営業」を「店舗型性風俗特殊営業」に、「第二条第四項第三号」を「第二条第六項第四号」に、「種類」を「種別」に改める。

第十一条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

（性風俗特殊営業の広告制限地域）

第十一条 法第二十八条第五項第一号ロ（法第三十一条の三第一項及び第三十一条の八第一項において準用する場合を含む。）の広告又は宣伝を制限すべき地域として条例で定める地域は、別表第二の上欄に掲げる性風俗特殊営業の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に定める地域とする。

別表第二中「第十条」を「第十一条」に改め、同表法第二条第四項第一号の営業及びモーター営業の項中「第二条第四項第一号」を「第二条第六項第一号」に改め、同項の次に次のように加える。

法第二条第六項第二号及び第六号の営業並びに同条第七項第一号の営業	鳥取県の区域
----------------------------------	--------

別表第二法第二条第四項第二号及び第四号の営業の項中「第二条第四項第二号」を「第二条第六項第三号」に、「第四号」を「第五号」に、「営業」を「営業、同条第七項第二号の営業並びに映像送信型性風俗特殊営業」に改め、同表法第二条第四項第三号の営業（モーター営業を除く。）の項中「第二条第四項第三号」を「第二条第六項

第四号」に改め、同表法第二条第四項第五号の営業の項を削り、同表の備考中「第二条第四項第三号」を「第二条第六項第四号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例中第一条の規定は公布の日から、その他の規定は平成十一年四月一日から施行する。

（鳥取県公衆浴場基準条例の一部改正）

2 鳥取県公衆浴場基準条例（昭和三十二年三月鳥取県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項第三号中「第二条第四項第一号」を「第二条第六項第一号」に改める。

（鳥取港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部改正）

3 鳥取港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例（昭和六十一年十二月鳥取県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

別表商港区の項第四号中「第四項」を「第六項」に、「風俗関連営業」を「店舗型性風俗特殊営業」に改める。